西川町月山ブランド認証制度実施要綱

(目的)

第1条 西川町の優れた自然環境・景観・森林資源・清冽な水・雪などの資源及び高度な技術を活かし、 月山にこだわった魅力ある産品等を認証する西川町月山ブランド認証制度(以下「制度」という。) について必要な事項を定め、西川町のブランドとして全国に発信・供給することにより、西川町の 全体のイメージを高めるとともに、月山ものの普及向上を図り、西川町産業の振興、発展に寄与す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 月山とは、西川町全域をいう。
 - (2) 月山ものとは、西川町の優れた自然環境・独自の資源及び技術により産出され、または生産されるものをいう。
 - (3) 認証とは、別に定める認証に関する基準(以下「基準」という。)に適合する月山のものであることを、認め証することをいう。
 - (4) ブランドとは、制度により認証した月山ものをいう。
 - (5) 受証者とは、町が認証を決定した者をいう。

(認証機関の設置)

- 第3条 町長は、認証の審査など制度の適正な運営を図るため、認証機関を設置するものとする。
- 2 運営等に関し必要な事項は、認証機関で別に定める。

(認証の対象)

- 第4条 認証の対象となる月山ものは、月山ならではの素材、製法、技術等を用いたもの、または月山において生産、製造、加工等されたものとし、これらを認証したものを総称して月山ブランドという。
- 2 認証の対象になるものは、第5条第1項各号に規定する認定基準のいずれかに該当しなければならない。

(認証基準)

- 第5条 次に掲げる事項を基本に認証基準を定め、公表するものとする。
 - (1) 西川町独自の素材・資源に関する基準
 - (2) 産地に関する基準
 - (3) 品質に関する基準
- 2 町長は、認証基準を定めるとき、またはこれを変更するときは、関係業界及び認証機関の意見を 聴くものとする。

(認証の申請資格)

- 第6条 認証の申請ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。
 - (1) 西川町に住所を有する者又は事業拠点が西川町に存在する者
 - (2) 物品の製造及び販売等について法令等の規定に違反していないこと
 - (3) 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望などに対する処理体制が確立されていること
- 2 認証の申請は、業界・組合・団体等の代表者が行うものとする。ただし、独創性、伝統等の理由によりブランドと認証することが適当と判断される場合には、個人でも申請できるものとする。

(認証の申請)

第7条 認証を受けるようとする者は、西川町月山ブランド認証申請書(様式第1号)を認証機関に 提出しなければならない。

(認証の審査および決定)

- 第8条 認証機関は前項の規定による申請があった場合は、申請の内容について書類の閲覧、現地の 目視又は聞き取りなど適切な方法により調査、確認をするものとする。
- 2 認証機関は、必要な場合は、見本の提供又は申請者に出席を求めることができる。
- 3 認証機関は、前 2 項の調査・確認を踏まえ、前条の申請内容が認証基準に適合すると認めるとき は認証候補として町に報告し、町が認証の決定を行い、申請者に月山ブランド認証書(様式第 2 号) を交付するものとする。
- 4 認証機関は、前条の申請内容が認証基準に適合しないと判断するときは、その理由を付して、認証しない旨を申請者に通知するものとする。

(認証決定の公表)

第9条 認証機関は、受証者及びブランド品の概要など認証に関する情報を西川町のホームページ等で公表するものとする。

(認証の表示)

- 第 10 条 受証者は、次の各号に掲げる文字及び認証マークをブランドに表示をすることができるものとする。
 - (1) 月山ブランドマーク
 - (2) 月山ブランド認証制度
 - (3) 月山ブランド認証番号
- 2 前項に掲げる文字及びブランドマークの規格は、別に定める。
- 3 文字及び認証マークの表示に要する経費は、受証者が負担するものとする。
- 4 認証機関は、文字及び認証マークの表示状況について、必要に応じて受証者に報告を求め、検査 を行うことができる。
- 5 認証機関は、認証の表示が不適切であると判断したときは、認証を取り消すともに、文字及び認証マークの表示の中止を命じるものとする。

(認証の有効期間)

第11条 認証の有効期間は、認証書の交付日から起算して3年とする。

(認証の更新)

- 第 12 条 受証者が認証の更新をしようとする場合は、認証期間満了の1月前まで月山ブランド認証 更新申請書(様式第3号)を認証機関に提出しなければならない。
- 2 更新の有効期間は、認証の満了する日の翌日から起算して3年とする。

(認証内容の変更)

- 第 13 条 受証者は、認証の内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、月山ブランド認証事項変更報告書(様式第4号)により遅滞なく認証機関に報告しなければならない。
 - (1) 受証者の名称または代表者の氏名に変更が生じたとき。
 - (2) 認証基準に適合しない状況に至ったとき。
 - (3) その他、認証機関が必要と認める事項が生じたとき。

2 認証機関は、前項の報告について、その内容が認証基準に著しく適合しないなど、認証の継続が不適用と判断したときは、認証を取り消すものとする。

(認証後の調査および改善指示)

- 第 14 条 認証機関は、必要と認めるときは、認証内容の状況または受証者施設等へ立ち入り、その 状況を調査することができる。
- 2 認証機関は、第 13 条第 1 項の報告または前項の調査において、受証者に改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(認証の取り消し)

- 第15条 認証機関は、第10条第5項及び第13条第2項の規定に該当する場合並びに受証者が次の 各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すものとする。
 - (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき
 - (2) 第14条第1項に規定する手続きを経ずに、認証の内容が変更されたとき
 - (3) 前項第2項に基づく指示に故意に従わないとき
 - (4) ブランド品の生産出荷を中止したとき
 - (5) その他制度の運用に重大な支障を来す行為、又はブランド品の信用を著しく損なう行為があったとき
- 2 認証機関は前項の規定により認証が取り消された場合は、速やかにその旨を当該受証者に通知するものとする。
- 3 認証機関は、第1項の規定により認証を取り消した場合は、原則として、翌年から起算して3年 は、当該受証者からの認証の申請を受け付けないものとする。

(認証書の保管)

第 16 条 受証者は、認証書を適正に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、認証機関に届け出て、認証書の再交付を受けるものとする。

(町の責務)

第 17 条 町長は、制度及びブランドの周知に努めるとともに、認証の取得及びブランド品の生産出 荷や円滑な流通に向けた取り組みを支援するほか、この要綱に定める事項の適切な運用のための総 合調整を行うものとする。

(受証者の責務)

第 18 条 受証者は、認証機関及び町長の指示その他この要綱に定める事項を誠実に遵守し、ブランドの普及向上、インターネットやブランド品の流通等を通じて積極的な情報の発信に努めるものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

西川町月山ブランド認証申請書

年 月 日

西川町長 様

申請者 住所 団体名及び代表者 連絡先

西川町月山ブランド認証制度実施要綱第7条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

日日夕(帝日夕) 						
品目名(商品名)						
販売実績 直近年:		万円	過去3ヵ年平均:	万円		
生産出荷計画の概要	構成員(生産者)数					
	作型・品種					
	栽培面積(生産、製造数量)					
	出荷予定数量					
	集出荷施設(生産、製造施設 の場所)					
	目標販売額(万円)					
	出荷予定期間					
	主な出荷販売先					
残留農薬検査計画 実施時期・回数						
品質等の特性						
33 - 4 O / H H H H L / 7 - 1			-			
認証 用計画	マークの使	使用開始予定	年	月日~		
/ 14 H I		貼付形態				

添付資料:防除暦(農産物等)、生産・製造基準、使用資材リスト、その他参考になる資料

認証第 号

西川町月山ブランド認証書

西川町月山ブランド認証制度実施要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり西川町月山ブランド品として認証する。

年 月 日

殿

西川町長

ブランド品目名	
認証の有効期間	
認証の条件	

西川町月山ブランド認証更新申請書

年 月 日

西川町長 様

申請者 住所 団体名及び代表者 連絡先

西川町月山ブランド認証制度実施要綱第12条第1項の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

品目名(商品名)						
販売実績		直近年:	万円	過去	3 ヵ年平均:]
生産出荷計画の概要	構成員(生産者)数					
	作型・品種					
	栽培面積(生	上産、製造数量)				
	出荷予定数量	畫				
	集出荷施設 の場所)	(生産、製造施設	L C			
	目標販売額	(万円)				
	出荷予定期間					
	主な出荷販売先					
残留農薬検査計 画 実施時期・回数						
品質等の特性						
	マークの使	使用開始予定	左	F 月	日~	
用計画		貼付形態				

添付資料:生産・製造基準、使用資材リスト、その他参考になる資料

西川町月山ブランド認証申請事項変更報告書

年 月 日

西川町長 殿

申請者 住所 団体及び代表者名 連絡先

西川町月山ブランド認証制度実施要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

認証番号	認証第 号	認証年月日	年	月日
品目名(商品名)				
変更内容				
変更の理由				